

平成二十一年政令第二百二十号

消費者安全法施行令

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第二条第五項各号及び第六項、第十一条第一項第三号及び第二項第三号並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度）

第一条 消費者安全法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当することとなる被

害の程度）

とする。

一 死亡

二 負傷又は疾病であつて、これらの治療を要する期間が一日以上であるもの（当該治療のために通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件）

第二条 法第二条第五項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該商品等又は当該役務が、法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされるべき事業者が商品等又は役務にこれに適合するものとしなければならないこととされるべきこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物に破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。

三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。

四 前二号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第四項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに

よつて消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるこ

ととされる契約

ロ 消費者契約法第八条第一項若しくは第三項又は第八条の二から第十条までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条

二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に

関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次

のイからニまでのいずれかに該当する行為を

すること。

イ 当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについて故意に事実を告げず、又は不実のこと

を告げること。

ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに關し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ 消費者が事業者に對し、消費者の住居又は消費者が業務を行つている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 消費者が事業者に対し、当該契約の締結について勧誘し、又は消費者が当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約をしようとした場合から退去しないこと。

三 前号に掲げるもののほか、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したことを含む。

一 死亡

二 負傷又は疾病であつて、これらの治療を要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することとなる要件）

四 第二条第七項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したことを含む。

一 死亡

二 負傷又は疾病であつて、これらの治療を要する期間は、五年とする。

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消费者による他の生命若しくは身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

四 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

五 不景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第四条の規定に違反して景品類を提供すること。

六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第四条の規定に違反して景品類を提供すること。

七 不景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第四条の規定に違反して景品類を提供すること。

八 消費者が事業者を行つている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

九 消費者が事業者に対し、当該契約の締結について勧誘し、又は消費者が当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約をしようとした場合から退去しないこと。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。

二 次のイ又はロのいずれかに該当することとする。

三 前号に掲げるもののほか、当該商品等又

は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。

四 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。

五 法第二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 第二条第一号に該当し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）

、施設又は工作物の消費安全性を確保する

上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その他の劣化が生じていたこと。

ロ 当該商品等又は当該役務の使用等におい

て、物品（飲食の用に供するものに限る。）

に、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物若しくは同条第二項に規定する劇物、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項に規定する毒薬若しくは同条第二項に規定する劇物若しくは同等の毒性若しくは劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

三 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

四 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

五 市町村が設置する消費生活センターの基準

第六条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間に四日以上行うことができる事務を一週間に四日以上行うことができるものであることとする。

（都道府県が設置する消費生活センターの基準）

第七条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間に四日以上行うことができる事務を一週間に四日以上行うことができるものであることとする。

（登録試験機関の登録の更新）

第八条 法第十二条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第九条 法第四十七条第一項の十二第二項において準用する場合を含む）、第十二条第一項、第十二条第二項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）第七条、第十二条の十一第一項（法第十二条第一項において準用する場合を含む）、第十二条第二項において準用する場合を含む）、第十二条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）第七条、第十二条の十一第一項（法第十二条第一項において準用する場合を含む。）に対する協力の求めに係る部分に限る。）

